

## 第 14 回 森林総合利用協議会次第

日時：平成 27 年 1 月 21 日（水）  
午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分  
場所：久野屋 大会議室  
鳴沢村絶頭 7 2 1 6

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 職員紹介
- 5 議事
  - 議題：(1) 県有林の貸付について  
継続貸付（3 件）
  - (2) その他  
使用目的変更（1 件）
- 6 閉会

## 森林総合利用協議会設置要綱

### (設置)

第1条 県有林を総合的な視点にたって利用することにより、豊かで潤いに満ちた森林社会の創造に資するため、森林総合利用協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員は知事が委嘱する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

### (協議事項)

第4条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- 1) 保健休養利用の現在における意義とそのあり方
- 2) 県土全体で調和のとれた保健休養利用の方針
- 3) 県域ごとの特徴を踏まえた地域振興の方向
- 4) その他、県有林の総合利用推進に関して必要と認められる事項

### (座長)

第5条 協議会に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は会務を総理する。

### (会議の招集)

第6条 会議は座長が招集する。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は山梨県森林環境部県有林課がおこなう。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は座長が定める。

### 附則

この要綱は平成9年3月28日から施行する。

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

この要綱は平成12年9月18日から施行する。

この要綱は平成17年11月11日から施行する。

この要綱は平成19年12月18日から施行する。

この要綱は平成22年2月4日から施行する。

この要綱は平成24年3月29日から施行する。

この要綱は平成27年1月21日から施行する。

別表

## 森林総合利用協議会委員名簿

(任期:平成27年1月21日～平成29年1月20日)

No	氏名	備考
1	磯田 進	昭和大学 講師
2	江口 英雄	山梨県市長会 会長(上野原市長)
3	風間 ふたば	山梨大学大学院総合研究部 教授
4	川手 一郎	弁護士
5	木村 靖郎	元山梨県林務長
6	窪田 修	(一社)山梨県不動産鑑定士協会 会長
7	窪田 克一	(公社)やまなし観光推進機構 専務理事
8	齊藤 三恵	公募委員
9	相馬 保政	(公社)山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長
10	田中 美津江	(公財)オイスカ山梨県支部
11	内藤 友雄	山梨県土地家屋調査士会 副会長
12	船木 直美	山梨県町村会 副会長(小菅村長)
13	宮澤 恭子	武田の杜森林セラピー基地運営協議会 ガイド専門部会長

(敬称略:50音順)

## 森林総合利用協議会 確認事項

(第8回：平成20年4月22日開催)

### 第1 県ホームページを利用した情報公開

恩賜県有財産の貸付に関する情報については、次のとおり公開することとする。

#### 1 恩賜県有財産貸借契約情報

貸付面積1haを超えるものについて、次の項目を公開する。

##### (1) 契約者

ア 企業・団体の場合は、企業・団体の名称を掲載する。

イ 個人の場合は「個人」、個人共有の場合は「個人共有」と掲載する。

##### (2) 契約期間

##### (3) 所在地（市町村、字等）

##### (4) 主な使用区分、施設名

##### (5) 契約面積

##### (6) 年間賃料

ただし、個人情報保護条例による個人情報、公表することにより当該施設の保護管理上支障が生じるおそれがあるものについてはこの限りではない。

#### 2 恩賜県有財産貸付料適正化調査の概要

##### (1) 調査の目的

##### (2) 調査の委託先

##### (3) 委託先の選考方法

##### (4) 調査方法の概要

ア 調査対象不動産

イ 調査の前提条件

ウ 調査期間

エ 調査方針

オ 調査結果

#### 3 公開の方法

(1) 毎年度、6月末日現在のデータを7月末日までに掲載する。

(2) 掲載期間は1年間とする。

#### 4 貸付契約の情報は原則として契約1件ごとに掲載する。ただし、電気事業用地等、施設の保護管理上公表できないものについては、契約書ごとにまとめて件数、契約面積、年間賃料を掲載する。

## 第2 貸付方法の一部見直し

県有林野の未利用地を貸し付ける場合は、山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和24年山梨県条例48号）及び県有林の森林総合利用計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 貸し付けする県有林野未利用地は、貸付地返還地であって、将来にわたって県等の施策に供する見込のない土地とする。
- 2 貸し付けにあたっては、次の貸付条件を設定して募集するものとする。
  - (1) 所在地
  - (2) 使用目的
  - (3) 貸付面積
  - (4) 参考貸付料（年額）
  - (5) 貸付期間
  - (6) （定期借地権の設定）
- 3 募集方法は次のとおりとする。
  - (1) 県ホームページへの掲載
  - (2) 県林務環境事務所掲示板への掲示
  - (3) 募集期間は1ヶ月とする。
- 4 貸付基準等
  - 「県有林の森林総合利用計画における土地利用の取扱いについて（内規）」
  - 「県有林の民間事業者に対する新規土地貸付に係る取扱い方針」

## 第3 貸し付けにあたっての森林総合利用協議会の意見聴取

- 1 新規貸付の場合
  - 面積1ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。
- 2 継続貸付の場合
  - 面積5ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。